

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成業務(単価契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 4,400円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和8年度動物由来感染症に関する病原体調査業務委託(概算契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	1,142,400	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	令和8年度エイズ専門相談業務委託(単価契約)	13 その他代行	特定非営利活動法人 チャーム	単価契約 7,733円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託	10 情報処理	合同会社 デロイトトーマツ	6,548,608	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	令和8年度 公害健康被害補償システム保守業務委託	10 情報処理	株式会社さくらケーシーエス	2,541,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和8年度エクス線デジタル画像読取装置等(天王寺区分館)保守業務委託	07 医療・理学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	1,180,608	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	令和8年度エクス線デジタル画像読取装置等(住吉区)保守業務委託	07 医療・理学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	1,180,608	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	令和8年度エクス線デジタル画像読取装置等(平野区)保守業務委託	07 医療・理学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	1,246,608	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
9	令和8年度エクス線デジタル画像読取装置等(北・港・淀川・生野区)および可搬型エクス線デジタル画像読取装置等(結核・肺がん検診用)保守業務委託	07 医療・理学機器保守等	富士フイルムメディカル株式会社	5,335,440	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
10	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その1)	13 その他代行	スギナーシングケア株式会社	単価契約 8,450円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
11	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その2)	13 その他代行	一般社団法人在宅看護センター関西	単価契約 8,450円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
12	HIV等検査に関する事業委託契約	13 その他代行	特定非営利活動法人スマートらいふネット	単価契約 24,720円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
13	健康なまちづくりに向けた保健師活動DX推進事業にかかるシステム開発等支援コンサルティング業務委託	10 情報処理	アビームコンサルティング株式会社	46,268,200	R8.4.1	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	別紙のとおり	○
14	令和8年度大阪市衛生業務支援システム構築に係る調達支援及び工程管理支援業務委託	10 情報処理	グラビス・アーキテクト株式会社	90,648,360	R8.4.1	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	別紙のとおり	○
15	令和8年度大阪市健康づくりプロモーション事業企画運営業務委託	13 その他代行	日本コンベンションサービス株式会社	35,000,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
16	令和8年度感染症発生動向調査及び保菌者検索(健康診断)に係る病原体検査業務委託(概算契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	29,790,760	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
17	令和8年度感染症患者発生情報収集業務委託(概算契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府医師会	6,630,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
18	令和8年度 重症心身障がい児者医療コーディネーター事業業務委託(概算契約)	13 その他代行	社会福祉法人 愛徳福祉会	27,175,498	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
19	令和8年度結核管理健診及び結核健康診断事業業務委託(単価契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 3,322円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
20	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【北区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市北区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
21	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【都島区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市都島区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
22	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【福島区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市福島区医師会	10,157,850	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
23	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【此花区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市此花区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
24	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【中央区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市中央区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
25	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市西区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
26	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【港区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市港区医師会	10,497,750	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
27	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【大正区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市大正区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
28	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【天王寺区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市天王寺区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
29	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【浪速区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市浪速区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
30	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西淀川区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市西淀川区医師会	10,327,800	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
31	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【淀川区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市淀川区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
32	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東淀川区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市東淀川区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
33	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東成区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市東成区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
34	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【生野区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市生野区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
35	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【旭区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市旭区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
36	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【城東区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市城東区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
37	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【鶴見区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市鶴見区医師会	10,667,700	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
38	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【阿倍野区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
39	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【住之江区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市住之江区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
40	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【住吉区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市住吉区医師会	12,027,300	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
41	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東住吉区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市東住吉区医師会	9,987,900	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
42	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【平野区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市平野区医師会	9,987,900	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
43	令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西成区】	13 その他代行	一般社団法人 大阪市西成区医師会	10,327,800	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
44	市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託	10 情報処理	株式会社野村総合研究所	126,190,418	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
45	令和8年度 ギャンブル等依存症にかかる弁護士法律相談業務委託	13 その他代行	大阪弁護士会	1,900,800	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
46	令和8年度 環境科学研究センター局所排気装置(スクラバー型、活性炭型、卓上フード)保守点検業務委託	07 医療・理学機器保守等	株式会社ダルトンメンテナンス	2,530,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
47	大阪市急病診療体制確保業務委託	13 その他代行	公益財団法人 大阪市救急医療事業団	452,887,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
48	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第1号、第2号、第9号、第9号の5、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第1号、第2号、第7号の3並びに大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 94円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
49	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令第1条第2項第5号の2に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 95円	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
50	令和8年度 環境科学研究センター(南館1階天秤室)特殊空調設備保守点検業務委託	01 建物等各種施設管理	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	2,277,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
51	結核検診車(ひまわり27号)搭載機器保守点検業務委託	07 医療・理学機器保守等	富士フイルムメディカル株式会社	3,329,480	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
52	大阪市肝炎ウイルス検査業務委託(単価契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 7,172円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
53	令和8年度歯周病検診関係業務委託(単価契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府歯科医師会	単価契約 5,247円	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
54	令和8年度結核登録者情報システム(大阪市独自システム)保守業務委託	10 情報処理	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	5,209,160	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
55	先天性風しん症候群予防のための風しん抗体検査業務委託(単価契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 6,094円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
56	令和8年度高速液体クロマトグラフ及びガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託	07 医療・理学機器保守等	大研科学産業株式会社	3,553,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
57	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第2号、第3号、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第2号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託(単価契約)	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 94円	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
58	令和8年度 レセプト電子データ提供業務委託(単価契約)	10 情報処理	社会保険診療報酬支払基金	単価契約 150円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
59	令和8年度生涯歯科保健推進事業業務委託	13 その他代行	一般社団法人 大阪府歯科医師会	2,354,546	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
60	令和8年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託	13 その他代行	一般社団法人 大阪府歯科医師会	2,695,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
61	令和8年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業業務委託(概算契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府歯科医師会	1,606,917	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
62	予防接種法に定める予防接種実施業務	13 その他代行	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 9,261円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
63	大阪市がん検診等業務委託(単価契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約 15,940円 外	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
64	令和8年度 乳がん検診(検診車2台実施)事業関係業務委託(概算契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	医療法人健康支援三恵	29,673,600	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
65	令和8年度 精神科一次救急医療体制整備事業業務委託	13 その他代行	公益社団法人 大阪精神科診療所協会	28,725,860	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
66	令和8年度 精神科緊急措置入院等受入体制確保業務委託	13 その他代行	一般社団法人 大阪精神科病院協会	3,694,290	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
67	令和8年度大阪市ふれあいDOTS(訪問型)事業業務委託(単価契約)その2	13 その他代行	株式会社ケア21	単価契約 2,189円	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
68	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その6)	13 その他代行	イデアルシーズ株式会社	単価契約 8,450円 外	R8.4.9	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	別紙のとおり	-
69	令和8年度健康局所管業務に関する法律顧問業務委託	13 その他代行	弁護士法人 興和法律事務所	1,333,981	R8.4.16	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成業務（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成を行うものである。

文書作成の実施にあたっては、患者の利便性を向上させるために、できるだけ多くの医療機関を必要とし、仕様上必要となる基準や体制が担保された医療機関と委託業務の遂行に必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約 17,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、大阪府全域を対象として存在する唯一の団体である。

これらのことから、大阪府下全域を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（審査・給付グループ）
（電話番号 06-6647-0793）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度動物由来感染症に関する病原体調査業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

本業務は、蚊が媒介する感染症を早期に探知するため、CDC式ライトトラップ及び8分間人囀法により蚊の捕集を行い、大阪市内における蚊の生息状況及び蚊の病原体保有状況とともに死亡野鳥のウエストナイルウイルス保有状況を調査する業務である。

本業務の実施については、蚊の種別の同定、種別により疑われる病原体の検査（オルソフラビウイルス属等の遺伝子検査）、及び調査結果の考察を実施できる高度な専門性と迅速性を有していることが必要不可欠である。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的で設立された団体であり、行政が必要とする極めて高度な検査を迅速にかつ正確に実施することができる団体である。

また、「ウエストナイル熱媒介蚊対策に関するガイドライン（2003年）」 P.4 ウエストナイル熱媒介蚊対策における役割分担において、サーベイランス（ウイルスの検出）及び媒介蚊対策に関する情報発信及び統括担当として地方衛生研究所が記載されている。

さらに、「大阪市感染症発生動向調査事業実施要綱」においては、検査機関を大阪健康安全基盤研究所とすると記載されている。

以上のことから、本業務について大阪健康安全基盤研究所と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（感染症グループ）

電話番号 06 - 6647 - 0656

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度エイズ専門相談業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

特定非営利活動法人チャーム

3 随意契約理由

本業務は、H I V・性感染症への感染不安を持つ者への相談や陽性者向けのカウンセリング及び通訳の派遣を実施するものである。

H I V感染者・エイズ患者、及びこれらの家族等が抱えるエイズに関する不安や悩みに対して心理的・社会的なカウンセリング支援を行い、もって適切な治療や行動変容等につなげることが非常に重要である。

特にカウンセリングは、陽性告知の段階で実施することが最も効果的であり、その実施については、社会福祉士等の一定の相談対応スキルだけでなく、H I V等性感染症の知識やH I V感染者のセクシャリティ（性的志向）に対する深い理解・洞察など特有のスキルが必要不可欠である。

また、通訳にあたっては、誤った表現等で外国人H I V陽性者の不安を助長しないよう、H I V等の医療に関する専門的な知識を持っていることが必須であり、H I V陽性者やエイズ患者への通訳業務の履行実績を有することが必要不可欠である。

特定非営利活動法人チャームは、国籍、言語、セクシュアリティや疾患の有無に関わらずすべての人が尊重される社会を目指すために設立され、H I V診療に関わる医師、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどを中心に、H I V陽性者や外国人のサポートを行っている団体である。感染症に対する偏見や差別を解消し、正しい理解を求める活動を行うことを目的の一つとして、大阪市北区を拠点に、H I V等に関する相談事業やH I V陽性者のための電話相談・グループミーティングを実施するなど、様々な支援事業を行っており、ノウハウや高いスキルを有している。また、本市のみならず本市近隣（大阪府下の政令市・中核市、京都市、神戸市）の官公庁の同種業務に係る履行実績を有している。

以上の理由から、本業務を確実に実施することができる唯一の団体である特定非営利活動法人チャームと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 契約名称

大阪市感染症対応業務管理システム運用保守業務委託

2 契約相手方

東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

合同会社 デロイト トーマツ

職務執行者 木村 研一

3 随意契約理由

大阪市保健所では、当初、新型コロナウイルス感染症に係る患者管理ツールとして Excel を使用していたが、特に第 6 波での急激かつ想定を大きく上回る感染拡大により、迅速な処理が困難な状況となったことから、システム運用に伴うセキュリティなど高い安全性を確保している「合同会社 デロイト トーマツ」が提供する、新型コロナウイルス感染症の患者管理に特化した「大阪市感染症対応業務管理システム」(以下「本システム」という。)を、令和 4 年 5 月に導入し、以降、使用してきた。

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月に感染症法上の分類が 5 類に移行したが、本システムについては、令和 7 年度以降も、下記の理由により、引き続きシステムを稼働させる必要がある。

(1) 保有データの保存

本システムで保有している患者データ (約 95 万件) 等については、公文書であり原則 5 年間保存する必要があるため。

(2) 保有データの閲覧

本システムについては、保健所及び各区保健福祉センターで閲覧することが可能であり、患者及び医療機関関係者等からの各種問い合わせに対応でき、本システムを使用することが、合理的であるため。

(3) 保有データの活用

本システムの保有データを活用した統計処理などで活用することができるため。

また、令和 4 年 12 月に公布された改正感染症法に基づき、国が策定した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」において、保健所設置市においても感染症予防計画を策定することとなり、本市で策定する当該予防計画では、デジタル化により迅速かつ効果的に情報を収集・分析することが示されている。今後、新興感染症がまん延 (発生) した場合、デジタル化への対応について、本システム保管データの公文書管理に要する期間においては、新型コロナウイルス感染症対応で運用していた機能を踏まえ、新たな操作研修などを省くことができ、当初より保健所業務を効率的に実施し、感染症患者への速やかな疫学調査等の対応が可能となることが期待できる点からも、本システムの稼働を継続し、活用することが合理的である。

今後も本システムを稼働させるに当たり、必要となるバージョンアップを定期的に行い、常に最新の状態に保ち、セキュリティレベルを適切に維持すること等が安定した運用に不可欠であり、それらの保守業務を実施し得るのは、本システムを提供している「合同会社

デロイト トーマツ」以外ないため、当該事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局大阪市保健所感染症対策課

電話番号：06-6647-0739

随意契約理由書

1 契約名称

令和8年度公害健康被害補償システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社さくらケーシーエス

3 随意契約理由

公害健康被害補償システム（以下「本システム」）はプログラム及び蓄積データの連携により機能しており、システムプログラムの維持管理、改修に際してはプログラム及びデータ構成等に係る深い見識を要するものである。

本システムにおける保守等の各業務は、本システム開発を行った上記業者以外の業者に委託した場合に、システムの詳細設計の分析、動作確認、データの整合性検証など、正常かつ安定稼動に向けた作業に要する期間及び費用は、新たにシステム開発を行うものと匹敵するほどの莫大なものとなる。また、保守上の改修・変更後における障害発生時には、既存プログラム・データとの責任範囲の切り分けが困難で、復旧に多大な時間を費やすことになり、本システムを使用する全ての業務に多大な支障をきたすことが想定され、本システムを開発した株式会社さくらケーシーエスが、本システム保守が実施できる唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 保健所 管理課（審査・給付グループ）

（電話番号 06-6647-0793）

随意契約理由書

1 案件名称

- ① 令和8年度エックス線デジタル画像読取装置等（天王寺区分館）保守業務委託
- ② 令和8年度エックス線デジタル画像読取装置等（住吉区）保守業務委託
- ③ 令和8年度エックス線デジタル画像読取装置等（平野区）保守業務委託
- ④ 令和8年度エックス線デジタル画像読取装置（西成区分館）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施できるコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9951）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度エックス線デジタル画像読取装置等（北・港・淀川・生野区）および可搬型エックス線デジタル画像読取装置等（結核・肺がん検診用）保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

富士フイルムメディカル株式会社は、国内における当該機器の販売・保守サービスにかかる一切の業務を委嘱されており、交換部品が必要となった場合、部品の供給ができる唯一の業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9951）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託

2 契約の相手方

スギナーシングケア株式会社

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人在宅看護センター関西

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

H I V等検査に関する事業委託契約

2 契約の相手方

特定非営利活動法人スマートらいふネット

3 随意契約理由

本業務は、大阪検査相談・啓発・支援センター「chotCAST」においてH I V・梅毒・B型肝炎の検査を実施するものである。

本事業の実施については、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日に市内の交通の利便性が高い場所で検査業務が行えること、匿名で実施できること（一般の医療機関では、匿名検査は困難）、他の診療や検査の方と混在することなく受検者のプライバシー保護に十分配慮し、検査や結果通知が行えることが必要である。

特定非営利活動法人スマートらいふネットは、医師や看護師等の専門職が中心となり、感染症対策支援等に関する事業を行なうことにより、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的としている法人である。また、利用者のプライバシーに配慮した採血業務・告知業務に加え、性行動の変容を促す予防介入についても確実に実施できる団体である。

本市が求めるH I V等検査業務を安全かつ確実に実施できる団体は、現在大阪府下では特定非営利活動法人スマートらいふネット以外存在せず、共同事業実施者である大阪府とも協議した結果、特定非営利活動法人スマートらいふネットが上記条件を全て満たしている唯一の団体であると判断できることから、特定非営利活動法人スマートらいふネットと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

健康なまちづくりに向けた保健師活動DX推進事業にかかるシステム開発等支援コンサルティング業務委託

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、保健師の地域保健活動業務の効率化を目的として開発し、段階的にリリースする「保健師活動支援システム（以下「システム」という。）」において、今後の追加開発を行っていくにあたり、本市職員が行う検討等を支援するものである。地域保健活動業務に携わる保健師を取り巻く状況は極めて厳しい状況にあり、早急な業務の効率化が求められていることから、多種多様な保健師業務をどのように効率化していくかについて、様々な観点から検討を行い、システム化等の検討を行うもので、一次開発から三次開発までの全三段階の開発工程の一体性を担保しながら、できるところから速やかにシステム化を進めることを方針として、これまで実施してきた検討経過は勿論のこと、セキュリティ要件や各種の機能・非機能要件に加え、本市のシステム構成等についても深く理解した上で、多数の事業所管課、システム所管課と連携を密にとりつつ、それぞれのシステムと当システムとの仕様の整合性等を常に保ちながら追加開発を進める必要がある。

本システムは、インターネットクラウド上で個人情報・要配慮情報を扱うシステムの先行事例であり、さらに他の業務システムとの連携をめざし、また生成 AI の活用などによる情報処理の高度化など、本業務を進めるにあたり他に参考とできる事例がない。二次・三次開発で実施をめざすシステム連携については、本システムの構想の利便性を向上させるための根底となる要件であり、これを成せなければ、システムの利便性は大きく減少し、本事業でめざす姿が実現できなくなる。

令和8年度は、一次リリースでのシステムの稼働後に発生する課題の検証と改善策等の検討を行うとともに、二次リリースに向けて、三次開発までの一体性を担保しながら感染症・結核・健康増進・介護予防・精神保健福祉など各分野のシステム化について、各事業所管課と要件整理等を継続して進め、仕様を確定させる必要がある。加えて、集団健康教育業務のシステム化や地域診断情報の充実、生成 AI 機能の高度化についての検討と、住民基本台帳システムをはじめとした様々なシステムとの連携による更なる業務効率化・高度化をめざした検討も進める必要がある。他のシステムとの連携手法としては、デジタル統括室で並行して開発を進めている「データブリッジ」を活用することを検討しているが、「データブリッジ」の構築自体も進行中であり、本システムで求める方法での連携を実現させるため、デジタル統括室と連携して、データブリッジの開発方針の検討にも深く関与する必要がある。

アビームコンサルティング株式会社は、令和6年度から当事業の支援業務において、綿密に現状把握を行い、業務効率化に向けた課題抽出、改善案の検討や、システム構築及びその他の手法を含めて行う当事業の全体構想の策定を支援してきた。同社は、令和7年6月から着手しているシステム開発の開発工程監理支援も請け負っており、システム連携に向けた各種調整について、令和7年度よりデジタル統括室との打合せにも積極的に関与し、本システムの要望事項とデータブリッジ構想の取り組み方針を深く理解するとともに、クラウド審査会での懸念事項についても、深く理解している。

令和8年度に実施すべき業務は、令和6年度からの業務内容と密接不可分の関係にあり、当業務を

上記事業者以外に履行させた場合、既契約の役務の便益が享受できず、これまでの投資の成果が回収できない懸念や、システムの一体性を欠く懸念、さらには、本事業のめざす姿の実現が成せない懸念もあり、将来的には市民サービスにも著しい支障が生じるおそれもある。

本事業のめざす姿を実現するには、本市業務及び本事業に精通し、かつシステムの専門知識にも精通した上記事業者の支援が必要不可欠であるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課（電話 06-6208-9977）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市衛生業務支援システム構築に係る調達支援及び工程管理支援業務委託

2 契約の相手方

グラビス・アーキテクト株式会社

3 随意契約理由

本業務は、監視員による監視指導業務の効率的な実施を支援するシステム（以下「システム」という。）の構築にあたり、本市職員が行う開発事業者調達に係る評価支援、開発プロジェクトの進捗管理・品質管理・課題管理などを支援するものである。

本システムは、台帳管理を中核として、AI ツールや BI ツールの導入、事業者ポータル設置など多くの機能を携えるなど複雑な構成であり、かつ本市の他システムを含む複数の情報システムとの連携に向けた検討や調整業務が新たに必要となる。また、タブレット端末使用によるマルチデバイス対応の導入や AI の活用による情報処理の高度化など、従来のシステム開発に比べて専門的知見、高度な工程管理が必要であり、当該開発プロジェクトを円滑に進めるためには、開発事業者調達に係る評価支援、開発プロジェクトの進捗管理・品質管理・課題管理など、IT に関する知見と過去に工程管理等の経験を有するコンサルタントによる専門的な支援が必要である。

今後は、令和7年度に実施している「安全安心な生活衛生・医事衛生の確保に向けた監視指導DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託」（以下「現行契約」という。）において作成中の仕様書をもとに、総合評価方式により開発事業者を選定し事業を進める予定である。そのため、仕様書作成者に本業務を委託することで、仕様書の内容や作成経緯を正確に把握し、意図に沿った支援が可能となる。また、責任の所在が明確となり、プロジェクト全体を通じて一貫性のあるシステム開発ができる。

一方、新規事業者の本業務を委託した場合、本システムの業務領域が医事、薬事、食品衛生、環境衛生、動物愛護・管理の5事業と広く、かつ高度な専門性も求められることから、業務内容や仕様意図、過去の判断経緯等を十分に理解するには多大な時間と労力を要する。その結果、支援の質や正確性の低下、スケジュール遅延、余分な調整コストの発生、全体進行管理上のリスク増加を招き、本業務の円滑な遂行は困難となる。

上記業者は、現行契約において、主にシステムにかかる調達仕様書の作成や計画書の作成の役務に従事し、仕様検討やRFI、庁内協議の過程やその判断に至った経緯や背景を熟知しており、5事業すべてに関する業務理解も有している。また、システムに関する高度な専門知識も有しており、同様の支援業務の経験も豊富なことから、当該開発プロジェクトを円滑かつ確実に実施できる唯一の相手方であるため、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

健康局生活衛生部生活衛生課（電話 06-6208-9933）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市健康づくりプロモーション事業企画運營業務委託

2 契約の相手方

日本コンベンションサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、健康増進に関する取組みの認知度向上や、市民に日々の健康増進活動につながる具体的な行動変容を促し、健康寿命延伸を目指すことを目的とするものである。

本業務の発注にあたり、集客イベント業務や各種検診の啓発、事業の周知広報にかかる先進的・専門的な知識や経験を有する民間事業者から提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲の中で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札には適さない。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

健康局健康推進部健康づくり課（電話番号：06 - 6208 - 9963）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度感染症発生動向調査及び保菌者検索（健康診断）に係る病原体検査業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

本事業は、感染症に関する情報を迅速に収集、分析、提供、公開し、これらの疾病に対する有効かつ確かな予防対策の確立に資することを目的として、感染症法第14条から17条に基づき、感染症（疑似症含む）患者及びその接触者から提供された病原体を検査し、病原体及びその毒素等の特定を行う業務である。

本業務の実施については、高度な試験検査に幅広く、また迅速かつ正確な検査の実施体制が必要不可欠である。

大阪健康安全基盤研究所は「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的で設立された団体である。

この目的を果たすために定めた「地方独立行政法人大阪安全基盤研究所に係る中期目標」において「研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。」としており、行政が必要とする極めて高度な検査を迅速にかつ正確に実施することができる団体である。

さらに、本業務の実施方法の詳細は厚労省が定める「感染症発生動向調査事業実施要綱」に記載されているが、この要綱において地方衛生研究所は病原体検査を担当する機関となっている。

以上のことから、大阪健康安全基盤研究所と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（感染症グループ）

電話番号 06 - 6647 - 0656

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度感染症患者発生情報収集業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業は、各定点医療機関の医師により報告された患者情報を収集、分析する事で、感染症の発生情報を正確かつ迅速に把握し、これらの疾病に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。

実施にあたっては、各定点医療機関の医師による積極的な報告が前提であり、また、対象疾病が多岐にわたるため、各診療科（小児科・内科・眼科・性感染症科）の医師をはじめとした医療機関全般との十分な連携体制の確保が必要不可欠である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約17,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

また、大阪府医師会は、大阪府から定点医療機関の選定調整の依頼を受けており、相当数の定点医療機関に対し、国からの調査委託内容に即時対応できる連絡体制を確保することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、大阪府域全体を対象に本業務を確実に実施することができる団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

電話番号：06-6647-0656

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 重症心身障がい児者医療コーディネート事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 愛徳福社会

3 随意契約理由

本業務は、在宅療養の重症心身障がい児者（以下「重症児者」という）が病気等になった際の円滑な受入体制の構築を図るため、主に重症児者の専門的知識が豊富な医師及び看護師により、連携医療機関やかかりつけ医の確保に向けた医療従事者に対する研修の実施、及び、重症児者の基礎疾患情報等を登録及び管理し、患者の病状等に合わせた、応急的処置や連携医療機関への円滑な受入調整を行うものである。

これらの対応が可能となるのは、重症児者が入所し、日常生活の指導や疾病の治療を専門的におこなっている「※医療型障がい児入所施設」のみで、中でも本事業に必要なである多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有し、対象者約2,200人の急病時の医療コーディネートに幅広く対応可能であるのは、大阪市内において「大阪発達総合療育センター」のみであることから、当該施設の運営主体である「社会福祉法人 愛徳福社会」と随意契約を締結する。

（※医療型障がい児入所施設という名称であるが、小児だけでなく成人（者）についても入所可能な施設である。）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部健康施策課（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度結核管理健診及び結核健康診断事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

結核管理健診及び結核健康診断事業は、市内各区医療機関に業務依頼(委託)することにより健診対象者の受診機会を拡大し、もって結核回復者の再発防止、患者家族・濃厚接触者、その他接触者等への感染防止及び感染者の早期発見を目的として実施している。

一般社団法人大阪府医師会(以下「大阪府医師会」という。)は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体である。

この業務は800以上もの医療機関で実施しており、大阪府医師会と契約締結することで全ての医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができる。

また、大阪府医師会は、極めて専門性の高い職種である医師の職能団体であり、約17,000人の会員が加盟していることから、これまで結核管理健診及び結核健康診断のほか、本市の予防接種事業やがん検診事業等を様々な事業を受託し適正に実施しており信頼性が高く、大阪府下で各医療機関の医師を会員とする団体はほかに存在していないことから、本業務について大阪府医師会を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局保健所感染症対策課結核グループ
(電話番号 06 - 6647 - 0653)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【北区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市北区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市北区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【都島区】

2 契約の相手方

一般社団法人 都島区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 都島区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【福島区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市福島区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市福島区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【此花区】

2 契約の相手方

一般社団法人 此花区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 此花区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【中央区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市中央区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市中央区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市西区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市西区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【港区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市港区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市港区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【大正区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市大正区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市大正区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【天王寺区】

2 契約の相手方

一般社団法人 天王寺区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 天王寺区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【浪速区】

2 契約の相手方

一般社団法人 浪速区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 浪速区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西淀川区】

2 契約の相手方

一般社団法人 西淀川区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 西淀川区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【淀川区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市淀川区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市淀川区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東淀川区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市東淀川区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市東淀川区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東成区】

2 契約の相手方

一般社団法人 東成区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 東成区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【生野区】

2 契約の相手方

一般社団法人 生野区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 生野区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【旭区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市旭区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市旭区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【城東区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市城東区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市城東区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【鶴見区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市鶴見区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市鶴見区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【阿倍野区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【住之江区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市住之江区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市住之江区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【住吉区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市住吉区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市住吉区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【東住吉区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市東住吉区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市東住吉区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【平野区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市平野区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市平野区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度在宅医療連携推進事業業務委託【西成区】

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市西成区医師会

3 随意契約理由

本事業は、今後のさらなる高齢化や在宅での療養を希望する患者の増加に対応し、地域で支える体制づくりを構築するため、医介連携事業の相談支援室及び拠点事業の「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能を合わせた「在宅医療の相談拠点」を設置し、地域における在宅医療・介護・福祉サービスの現状を確認し、課題を抽出した上で、課題解決に向けた検討などの体制構築に向けた取り組みを行うものである。

主な業務は、相談となる窓口機能のほか、地域における在宅医療・介護・福祉サービス資源の調査や各サービスの連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進、積極的役割を担う医療機関の確保、将来の在宅医確保のための地域の医師や医学生への人材育成研修の周知や調整などとなっており、特に連携による24時間体制構築に向けた具体的取組の促進や積極的役割を担う医療機関の確保については、各区内の医療機関の把握だけでなく、介護、福祉分野との密接な連携が求められる。

これらの対応が可能となるのは、地域において医療、保健に関する総合的な見識を有し、かつ在宅医療における介護、福祉に関する見識を有し、地域における公益的な役割を担い、地域の医療機関及び関係機関と円滑な連携体制が構築されているとともに、多数の医療機関に指導ができるノウハウと人材を有する一般社団法人 大阪市西成区医師会のみであることから、上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康推進部健康施策課保健医療グループ（電話番号 06-6208-9940）

随意契約理由書

1 案件名称

市民の利便性向上に資するがん検診等DX推進事業に係る業務改善コンサルティング業務委託

2 契約の相手方

株式会社野村総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、がん検診のオンライン予約システムを構築するとともに、AI電話・チャットボットによる問い合わせの24時間対応や勧奨・クーポンの電子化による市民の利便性向上と、個人票など紙資料のデジタル化など、データ処理への切り替えと利活用による業務の効率化を行う「検診等DXシステム（仮称）」の構築と、併せて国において進められている自治体検診DXへの対応についても検討し、スムーズな移行を図ることを目的とするものである。

本業務の発注にあたり、BPRやシステム構築にかかる先進的・専門的な知識や経験を有する民間事業者から提案を求め、当該提案に基づき仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲の中で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札には適さない。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部局

健康局健康推進部健康づくり課（電話番号：06-6208-9854）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 ギャンブル等依存症にかかる弁護士法律相談業務委託

2 契約相手方

大阪弁護士会 会長 森本 宏

3 随意契約理由

本事業は、ギャンブル等依存症及び、それに起因する債務問題等に悩む市民の相談に応じ、専門的知見を有する弁護士が、主に借金問題に関する助言・情報提供等を行うことを通じて市民福祉の向上を図るものである。

業務の履行にあたっては「ギャンブル等依存症に起因する債務問題等」に対応するために、債務問題等相談の経験や識見を有している弁護士の派遣を受けることが望ましく、随時の相談対応等において必要な弁護士を安定的に確保する必要がある。

大阪弁護士会は、弁護士法第31条に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行う強制加入団体であり、大阪市を拠点とする弁護士が全員所属している唯一の団体である。

加えて、同会は大阪府において同様の法律相談業務の受託実績があり、同業務において、必要な弁護士を安定的に確保し、業務を滞りなく実施している。

大阪府では、ギャンブル等依存症対策において、数多くの事業を本市と連携しており、特に令和8年度からはIR開業にむけたギャンブル等依存症対策の支援拠点として、「(仮称)大阪依存症対策センター(以下、「センター」という)」の開設に向け基本計画の作成に府市共同で取り組んでいくこととなっている。センターでは大阪府下におけるワンストップ支援窓口を提供予定であるが、継続的な支援については本市や地域の相談支援機関が担うこととなるため、ギャンブル等依存症対策における府市間での緊密な連携がこれまで以上に必要となる。

こうしたことから、本業務の実施にあたり、大阪府からの受託業務を通じて同会に蓄積された運用経験や知見を本市の相談対応に活用することで、今後も相談者に切れ目のない支援を提供することが期待できる。さらに同会では、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングの上、担当弁護士を紹介する弁護士紹介制度を実施しており、予定する担当弁護士が対応不可能となった場合にも代替要員を派遣するなど、常時、安定的に対応することができる実施体制を構築している。

以上の理由から、大阪府での運用実績を有し、安定した実施体制のもと本業務を円滑に実施できる団体である大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 こころの健康センター(電話: 06-6922-8520)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 環境科学研究センター局所排気装置（スクラバー型、活性炭型、卓上フード）保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社ダルトンメンテナンス

3 随意契約理由

環境科学研究センターにおいては、環境保全に関する各種試験検査及び研究業務を行うため、検査対象などから排出される有害物質を処理・廃棄するための局所排気装置（スクラバー型、活性炭型、卓上フード）を設置しており、今回保守点検を行う局所排気装置は全て「ダルトン社製」である。

株式会社ダルトンメンテナンスは、代理店証明書のとおり、ダルトン社製品の保守を行う唯一の代理店とされている。

本保守点検業務を上記業者以外が実施した場合、不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、著しく支障が出る恐れがあることから、「施工上の知識、経験を特に必要とする」、又は「現場の状況等の精通した者に施工させる必要のある」ものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約理由に適合することから、株式会社ダルトンメンテナンスと随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境科学研究センター 電話：06-6972-9020

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市急病診療体制確保業務委託

2 契約相手方

公益財団法人大阪市救急医療事業団

3 随意契約理由

大阪市急病診療体制確保事業は、医療法第30条の4に基づき大阪府が作成する「大阪府医療計画」に定められた休日、夜間の初期救急医療体制を確保するため、本市が市内7か所に設置している休日・夜間急病診療所（以下、「急病診療所」という。）において、入院や手術を必要としない軽症患者を対象とした外来診療を提供する体制を確保する事業である。

「大阪府医療計画」において初期救急医療体制の確保は市町村の役割として位置付けられており、本市においては、次の点を確保する必要がある。

- (1) 休日、夜間に確実に診療を行うことができる医師等従事者の確保
- (2) 災害時なども含め、急病診療所において初期救急医療体制を確保できる運営体制の確保
- (3) 初期救急医療の対応範囲を超える場合の二次救急または三次救急など後送医療体制の確保
- (4) その他、感染症の拡大などに対する本市からの要請への対応

また、本事業の規模に対応するに当たっては極めて公益性の高い政策医療事業であるため、次の要件を本市として設定している。

- (1) 市内の民間医療が単独でこれらの業務に対応できるものではなく、市内7か所に設置している急病診療所間における連携が必須であること
- (2) 急病診療所の運営は、365日切れ目なく継続的に行われるものであり、実際の患者数に関わらず医師・看護師等の専門性の高い人材による一定の診療体制を確保する必要があること
- (3) 急病診療所はいつでも衛生的で安全に保たれなければならない、清掃や建物維持管理、警備といった業務も医療と一体的に行う必要があること
- (4) 本事業の規模に対し 365 日切れ目なく継続的に安定した市民サービスを提供するには、大阪府医師会等、医療関係団体との連携・協力を得て救急医療体制を確保する必要があること

これらの条件に全て対応できる機関は、現在のところ、公益財団法人大阪市救急医療事業団（以下「事業団」という。）のみである。

なお、二次救急、三次救急の対応を行うべき機関が一次救急の機能を担った場合、市内の救急医療体制に大きな支障が生じることとなるため、これらの機関に担わせることはできない。

事業団は、これまで休日・夜間における初期救急医療体制の確保を行いながら、新型コロナウイルスの感染拡大時においても適切な対応を行うなど、本市の行政目的達成のために求められる役割を確実に果たしてきた団体であり、毎年度提供する必要がある初期救急

医療について、本市から事業団に対して具体的な対応を指示するとともに、事業団が策定する年間計画に基づき、診療体制を確実に確保することができている。

これらのことから、上記契約相手方に委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課保健医療グループ

(電話番号：06-6208-9940)

随意契約理由書

1 案件名称

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第1号、第2号、第9号、第9号の5、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第1号、第2号、第7号の3並びに大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

本業務は、①育成医療、②未熟児養育医療、③小児慢性特定疾病医療、④結核児童療育給付、⑤特定医療（指定難病医療）、⑥大阪市こども難病医療における国民健康保険利用者の公費負担医療にかかるレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払事務を行うものである。

本業務の対象は「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」第1条第1項第1号、第2号、第9号、第9号の5、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」第1条第1項第1号、第2号、第7号の3並びに大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱に規定する給付に関するものであり、各医療の根拠法令等において、上記①～⑤については都道府県等が指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる旨が、上記⑥においては診療報酬の支払を支払基金、国保連合会を経由して行う旨が規定されている。

また、昭和四九年一〇月一日保発六六号「公費負担医療に関する費用の審査支払に関する委託契約について」（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）においては、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」第一項各号（第六号を除く。）に掲げる公費負担医療で、国民健康保険と組合せて行われるものについては、その審査支払事務を従来の社会保険診療報酬支払基金に代って、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことが必要である旨が規定されている。

大阪府下の市町村においては、レセプト審査事務及び診療報酬支払事務を大阪府国民健康保険団体連合会へ委託する仕組みとなっていることから、本市においても、大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

※①…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第73条第4項

②…母子保健法第20条第7項

③…児童福祉法第19条の20第4項

④…児童福祉法第21条の2

⑤…難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第4項

⑥…大阪市こども難病医療費助成事業事務取扱要領第13の(1)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0650）

随意契約理由書

1 案件名称

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令第1条第2項第5号の2に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

本業務は、特定医療（指定難病医療）における国民健康保険利用者及び介護保険利用者の公費負担医療にかかるレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払事務を行うものである。

本業務の対象は「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令」第1条第2項第5号の2に規定する給付に関するものであり、「難病の患者に対する医療等に関する法律」第25条第4項において、都道府県（大都市にあつては指定都市と読み替える）が指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を支払基金、国保連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる旨が規定されている。

また、昭和四九年一〇月一日保発六六号「公費負担医療に関する費用の審査支払に関する委託契約について」（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）においては、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」第一項各号（第六号を除く。）に掲げる公費負担医療で、国民健康保険と組合せて行われるものについては、その審査支払事務を従来の社会保険診療報酬支払基金に代って、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことが必要である旨が規定されている。

大阪府下の市町村においては、レセプト審査事務及び診療報酬支払事務を大阪府国民健康保険団体連合会へ委託する仕組みとなっていることから、本市においても、大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0650）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度 環境科学研究センター（南館1階天秤室）特殊空調設備保守点検業務委託

2. 契約の相手方

パナソニック環境エンジニアリング株式会社 西日本支店

3. 随意契約理由

環境科学研究センターの専用使用室である南館1階に設置している天秤室（1-1・2）は、主に有害大気汚染物質や微小粒子状物質（PM2.5）等の試験検査において採取試料の重量を正確に測定するために設けているものである。

これらの微小な物質の天秤による精密な質量測定には、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」及び「フィルターによる微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度測定方法暫定マニュアル」等の環境省の定める関係マニュアルに則って、厳格な温度・湿度管理の下で行う必要があり、試料の空気中の水分（湿度）等の影響を排除した、温度・湿度の設定環境の維持・再現が不可欠である。

当該特殊空調設備の保守点検業務にあたっては設備のシステム構造等を熟知した事業者による確実な対応が必要であるが、当該特殊空調設備はパナソニック環境エンジニアリング株式会社西日本支店において企画、設計、施工が総合的に行われた独自の空調設備であり、そのシステム構造等全体を把握しているのは上記相手方のみである。

本事業者以外が実施した場合、空調設備に不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、検査業務に著しく障害が出る恐れがあるため、本件業務を確実に対応できる上記相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境科学研究センター（管理グループ）

随意契約理由書

1 業務名称

結核検診車（ひまわり 27 号）搭載機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市港区弁天 1-2-1 大阪ベイトワーオフィス 7 階
富士フイルムメディカル株式会社
関西支社 支社長 古江 幸三

3 随意契約理由

検診車ひまわり 27 号に搭載されているエックス線撮影システムは医療法（医療法施行令第 4 条の 7 第 5 号）で定められた保守点検が必要な医療機器である。

このエックス線撮影システムは、「富士フイルムメディカル株式会社」が取り扱う製品であり、同社しか知り得ない知識や技術が必要であるため、この医療機器の保守点検業務を実施できる唯一の業者である。また同一業者以外に履行させた場合、トラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、上記契約相手方と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市肝炎ウイルス検査業務委託（単価契約）

2 契約相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市民であって対象となる者に対し、大阪市肝炎ウイルス検査を実施するものである。肝炎ウイルス検査業務は、ウイルスの感染の有無を確認し、陽性と判定された方を確実に医療につなげることで、肝炎の早期発見・早期治療を可能にし、ウイルス性肝炎の重症化予防を図ることを目的としており、感染症法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき、安全で確実な検査を実施することが必要不可欠である。

本事業では、市民の受検利便性の担保を目的として、各区において一定数以上の検査取扱医療機関を確保する必要があるが、例年約10,000件の受検規模に対応するためには、大阪市内にある約1,000件以上の医療機関において検査を行う必要がある。これらの医療機関においては検査精度の確保とともに、委託業務の遂行に必要な手続きや連絡調整等の適切な実施が求められる。

特に連絡調整については、本市から多数の医療機関に対し個別に連絡を行うにあたり、相当数の時間と職員が必要となる。また、事業実施に関する問合せについても、多数の医療機関からそれぞれ本市が連絡を受け、個別に対応することは非常に困難である。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体であり、約16,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体、である。

大阪府医師会と契約締結することで約1,000件以上の医療機関と個別契約が不要となり、各医療機関との連絡調整についても大阪府医師会を通じ確実に対応することができる。効率的かつ安定した業務を実施することができる。

これらのことから、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度歯周病検診関係業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本市の健康診査における歯周病検診については、歯周病の早期発見および口腔保健意識の向上を図り、歯科健診の定期受診へのきっかけをつくることで住民の健康水準の向上に資することを目的に、健康増進法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき確実に実施することが必要である。

この業務は1,300以上の歯科医療機関において実施しており、これらの歯科医療機関に対し委託業務の遂行に必要な連絡調整など適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府歯科医師会（以下「大阪府歯科医師会」という。）は、医道の高揚、歯学の進歩発展と公衆衛生の普及を図り、社会福祉を増進することを目的として設立された団体であり、約5,500人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である歯科医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

大阪市域全体を対象に本業務を確実にかつ効率的に実施することができる団体である、大阪府歯科医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(健康づくりグループ)(電話番号 06-6208-9963)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度結核登録者情報システム（大阪市独自システム）保守業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

結核発生動向調査事業は、有効かつ的確な結核予防対策の確立・推進に資することを目的として、昭和 61 年厚生省保健医療局長通知に基づき実施されており、結核患者の発生状況、受療状況等の情報を把握するために結核発生動向調査システムが創設された。平成 19 年からは結核登録者情報システム〔感染症サーベイランスシステム（NESID）（以下、「厚労省システム」という。）〕となり、全国の結核発生状況を把握する国の唯一の手段として運用されているところである。

厚労省システムは利用権限の関係上、保健所単位での使用となっているが、本市においては各区保健福祉センターで結核患者の管理を行っているため、厚労省システムをそのまま使用することはできない。このため、厚労省システムを一部カスタマイズした本市独自の結核登録者情報システム（以下、「独自システム」という。）を構築し、各区に専用端末を設置することにより、各区における情報入力、帳票作成、出力等の作業を可能としている。独自システムにおいて作業した情報は、定期的に厚労省システムに反映させ、業務の円滑な遂行を図っている。

このように、独自システムは、日々確実な患者管理や発生動向を把握する上で欠かせないシステムであり、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が必要となる。その保守支援業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

（1） 安定的な運用

独自システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

（2） 効率的な仕様管理

独自システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行うことができること。

（3） 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行うことができること。

また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行うことができること。

(4) 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行うことができること。

また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれが行うことができること。

また、独自システムは、東芝情報システム株式会社（現・東芝デジタルエンジニアリング株式会社）に当初開発及び改修等を委託しており、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- (1) 独自システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が最も正確かつ迅速にできる事業者である。
- (2) 障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に対応することが可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える事業者である。
- (3) 問合せへの対応、データの調査及び修正を行う際、最も速やかにかつ正確に対応が行える事業者である。
- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に、仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、本件業務は独自の技術により設計・制作したシステムで、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、責任の所在が不明確になり、履行後の動作保証ができないため、東芝デジタルエンジニアリング株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

先天性風しん症候群予防のための風しん抗体検査業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

風しん抗体検査業務は、ウイルス抗体の有無を確認し、真に予防接種が必要である者を抽出し予防接種の啓発・実施に繋げることを目的としており、感染症法及び厚生労働省が定めた実施基準に基づき、安全で確実な検査を実施することが必要不可欠である。

本市では、風しん抗体検査業務は、例年の受検者数（約 5,000 件）に対して、平成 30 年度までは各区保健福祉センター 24 か所で実施していたが、市民の利便性を向上させるため、検査実施体制について見直しを行い、平成 31 年度より医療機関委託へ変更してきた。

医療機関委託を行う際に、契約相手方を検討する中で、市民の利便性向上のため、より多くの契約相手方が必要とされたが、多数の医療機関との契約手続きにより事務が輻輳するおそれがあったため、業務運営に支障を与えない範囲で実施することができる契約相手方として、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）を通じて会員医療機関に実施の意向について調査し、約 1,000 件の医療機関で実施の意向が示された。

事業規模（例年約 5,000 件）からみても、1,000 件の医療機関で実施できれば、検査を希望される市民の方が多くの医療機関から自由に選択することが可能であり、契約事務も簡素に行われ、円滑に業務を遂行することができる。

また、医療機関に対する契約締結業務のみならず、契約手続きに係る連絡調整なども適切に行う必要があるが、すべての医療機関に対して個別に連絡、問合せの対応を行うためには、相当の時間と職員が必要となる。

大阪府医師会については、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された、本市全域を対象とする唯一の団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体である。当該団体と本契約を締結することにより、約 1,000 件の会員医療機関との集合契約が行われ、個別の契約手続き及び契約手続きに係る連絡調整が不要となる。

これらのことから、大阪府域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0813）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度高速液体クロマトグラフ及びガスクロマトグラフ質量分析装置
保守点検業務委託

2 契約の相手方

大研科学産業株式会社

3 随意契約理由

中央卸売市場食品衛生検査所、中央卸売市場東部市場食品衛生検査所及び保健衛生検査所では、食品中の添加物の検査等に高速液体クロマトグラフを使用している。同機器は溶液中の分子の固定相に対する吸着性、あるいは分配係数の違いなどにより、カラム内の移動速度に差が生ずることを利用して混合物を分離し、屈折率の変化、紫外線吸収等により目的の物質を検出する機器である。

また、中央卸売市場食品衛生検査所では、食品中の残留農薬検査にガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS）を使用している。ガスクロマトグラフ質量分析装置（GC/MS）は、多成分からなる揮発性の試料を試料気化室で気化させ、カラムを通過させることにより分離し、質量分析を行うことにより化合物を同定、定量する装置である。

これらの検査では、機器の性能が検査結果に反映される。従って、検査結果の信頼性を確保するためには、当該機器の保守点検を定期的に行い、機器の機構を確認、調整する必要がある。

両機器は、いずれも株式会社島津製作所により開発・製造されたものであり、株式会社島津製作所によると、当該機器の保守点検及び修繕にあたっては、株式会社島津アクセスが唯一の点検等取扱店となっている。さらに、株式会社島津アクセス大阪支店によると、島津製作所製の機器の保守点検及び修繕は大研科学産業株式会社に業務移管されていることから、大研科学産業株式会社と保守点検業務委託契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局生活衛生部生活衛生課（電話番号 06-6208-9996）

随意契約理由書

1 案件名称

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第2号、第3号、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条第1項第2号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

本業務は、自立支援医療の公費負担医療にかかるレセプト審査事務、並びに自立支援医療が適用された国民健康保険被保険者及び介護保険被保険者を診療した医療機関への診療報酬支払事務を行うものである。

本業務の対象は「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）」第1条第1項第2号及び第3号に、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）」第1条第1項第2号に、それぞれ規定する公費負担医療に関するものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第73条第4項において、『市町村は公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる』とされている。

また、昭和四九年一〇月一日保発六六号「公費負担医療に関する費用の審査支払に関する委託契約について」（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）においては、『「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第一項各号（第六号を除く。）に掲げる公費負担医療で、国民健康保険と組合せて行われるものについては、その審査支払事務を従来の社会保険診療報酬支払基金に代って、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことが必要』とされている。

さらに国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先である。

これらを踏まえ、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号：06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

レセプト電子データ提供業務委託（単価契約）

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療（精神通院医療）（法別21）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する措置入院（法別20）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

自立支援医療の公費負担医療のレセプト審査事務（健康保険及び共済組合利用者並びに生活保護受給者）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において行っている。また、支給決定及び資格管理については「総合福祉（福祉五法）システム」において行っている。

各種公費負担医療における医療費集計等、適切な事務運営を行うためには、支払基金の保有するデータを活用していく必要がある。このデータを「総合福祉（福祉五法）システム」に取り込むことにより、医療受給者証の受給者番号とレセプト情報を突合し、受給者証の資格、総医療費、公費負担額、自己負担額の確認を行うことができ、適切な給付を行うことができる。そのためには、支払基金の保有する連名簿データ等を電子媒体に格納の上、提供を受ける必要がある。

支払基金は健康保険及び共済組合利用者並びに生活保護受給者の電子レセプトデータを保有し、本市に提供できる唯一の団体であることから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号：06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度生涯歯科保健推進事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、事業内容が非定形的であり、対象となる市民への周知方法等を仕様書で細かく設定するのが難しいため、競争入札には適さない。また、予算額の範囲内において、民間事業者が独自に保有するノウハウやネットワーク等を生かした最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることにより、事業参加者層の拡大や事業に参加した市民の更なる歯科保健意識の向上が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 (電話：06 - 6208 - 9963)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度オーラルフレイルの普及啓発事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、事業内容が非定形的であり、対象となる市民への周知方法等を仕様書で細かく設定するのが難しいため、競争入札には適さない。また、予算額の範囲内において、民間事業者が独自に保有するノウハウやネットワーク等を生かした最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることにより、事業参加者層の拡大や事業に参加した市民の更なる歯科保健意識の向上が期待できるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 (電話：06 - 6208 - 9963)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度職域保健に対する歯科保健普及啓発事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3 随意契約理由

本業務は、歯周病及び歯科疾患と全身の病気の密接な関係などについて、事業所従業員に直接啓発していく非定形的な内容であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府歯科医師会からの提案が総合的に優れたものであるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪府歯科医師会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局 健康推進部 健康づくり課 健康づくり担当 （電話：06 - 6208 - 9963）

随意契約理由書

1 案件名称

予防接種法に定める予防接種実施業務

2 契約相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

定期予防接種の実施は予防接種法により市町村長の責務とされており、本市では同法に基づき予防接種事業を円滑に実施し、感染症のまん延防止に努めてきた。

定期予防接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすると厚生労働省が定める定期接種実施要領に規定されている。

特に小児を対象とする予防接種については、予防接種法において感染力や重篤性の大きいことからまん延予防に比重を置いた A 類疾病として位置付けられており、対象者には接種の努力義務が課せられるとともに、市町村は積極的な接種勧奨を行い、接種率 100%を目指す必要がある。予防接種を受ける者の便宜、接種率の確保等を考慮して、予防接種を受ける機会をできるだけ多く設けるため、予防接種の実施に関して十分に医師の協力を得て、広くその実施ができるよう体制の整備に努める必要がある。

現在の事業規模（例年約 90 万件）の実施には、約 3,200 件の医療機関が関わっているが、約 3,200 件の医療機関と個別に契約手続きを行うと、医療機関に対する契約締結業務や契約手続きに係る連絡調整などを適切に行う必要があり、すべての医療機関に対して個別に連絡、問合せの対応を行う必要もある。それらに対応するには、事務量が膨大となり、相当の時間と職員数が必要となることから、業務運営上支障をきたすおそれがある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、会員医療機関約 2,200 件との契約手続き等をまとめて一つの契約で対応できる機関であり、契約手続きの簡素化を図ることができ、円滑に業務を実施することができる。

大阪府医師会については、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された本市全域を対象とする唯一の団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体であることから、大阪府医師会と随意契約を締結する。

なお、事業実施にあたっては、市民の方の利便性等を考慮して、より多くの医療機関で実施することが望ましいため、本件契約以外にも、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方として決定する、いわゆる「手上げ方式」により随意契約を行うこととし、接種率の向上につなげている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0813）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市がん検診等業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

がん検診の実施にあたっては、健康増進法に基づく健康増進事業として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省通知）」等に基づき、保健福祉センターでの集団検診と市内医療機関における個別検診で実施している。

大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21（第 3 次）」においては、市民のがん検診受診率 60%を目標に設定しており、この目標を達成するには、検診を受ける者の便宜、受診率向上を考慮して、検診を受ける機会をできるだけ多くすることが望ましいため、がん検診の実施に関して十分に医師の協力を得て、広くその実施ができるよう体制の整備に努める必要がある。

本市におけるがん検診は、年間延べ約 21 万人の受診者がいることから、これに対応できる医療機関の体制を整える必要があり、現在約 1,500 件の医療機関において実施している。実施にあたっては、約 1,500 件の医療機関と個別に契約手続きを行うと事務量が膨大となり、業務運営上支障をきたすおそれがあるが、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）との契約により、会員医療機関約 1,500 件との集合契約が行われ、契約手続きの簡素化を図ることができ、円滑に業務を実施することができている。

また、医療機関に対する契約締結業務のみならず、契約手続きに係る連絡調整なども適切に行う必要があるが、すべての医療機関に対して個別に連絡、問合せの対応を行うためには、相当の時間と職員が必要となる。

大阪府医師会は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された本市においては全域を対象として存在する唯一の団体であり、約 16,000 人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体である。

そのため、大阪府医師会と契約締結することで約 1,500 件の医療機関と個別契約が不要となり、効率的かつ安定した業務を実施することができ、各医療機関との連絡調整についても時間をかけることなく確実に対応することができる。

これらのことから、大阪府域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体である、大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健グループ) (電話番号 06-6208-9943)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 乳がん検診（検診車2台実施）事業関係業務委託（概算契約）

2 契約相手方

医療法人 健康支援三恵

3 随意契約理由

がん検診の実施にあたっては、健康増進法に基づく健康増進事業として、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日厚生労働省通知、令和6年2月14日一部改正）」に基づき、保健福祉センター等での集団検診と市内医療機関における個別検診で実施している。

集団検診のうち乳がん検診については、実施場所の各区保健福祉センター等に、乳がん検診に必要な機器・設備が備わっていないため、必要な機器を備えたマンモグラフィ検診車（以下、「検診車」）で各区保健福祉センター等を巡回して乳がん検診を実施しており、検診車に搭載する検査機器には、精度管理基準を満たす一定の性能が求められることから、特定非営利活動法人日本乳がん検診精度管理中央機構のマンモグラフィ検診施設画像認定を取得していることを履行条件として設定している。

乳がん検診は、特に受診者ニーズが高く、検診車1台では対応することができない休日等において、委託事業者が用意する2台の検診車により対応している。

精密機器を搭載している検診車の移動コスト等を踏まえ、事業実施可能エリアを近畿圏に限定したところ、エリア内で検診車を2台以上所有し、かつ本市事業に参入する意向のある事業者は、特定非営利活動法人日本乳がん検診精度管理中央機構に確認した結果、上記事業者しかいなかった。

そのため、検診車2台で対応する必要がある本業務については、上記事業者と随意契約を締結する。

なお、検診車1台だけで対応可能な日程の乳がん検診委託事業者については、別途入札で決定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課（成人保健）（電話番号：06-6208-9943）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 精神科一次救急医療体制整備事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪精神科診療所協会

会長 稲田 泰之

3 随意契約理由

本事業は、精神保健福祉法第十九条の十一に定められているところにより実施している「精神科救急医療体制整備事業」の一環として、「大阪市精神科救急医療システム実施要綱」に基づき行うものである。

具体的には、平日夜間・休日において緊急な精神科医療を必要とする精神障がい者に対して、同じく「精神科救急医療体制整備事業」として実施している「精神科救急ダイヤル（緊急的な相談への対応）」、「精神科救急医療情報センター（受診依頼に対する受付窓口）」と連携するとともに、事例ごとに一次救急医療体制による外来対応（本事業）、二次救急医療体制による入院対応のいずれが適切であるかの判断を行い、外来対応が必要と判断された者に対しては診察・処方により医療の提供を行うものである。

本事業は、平日夜間・休日に外来対応を専門とする精神科医師・精神保健福祉士・看護師を確保することが出来るとともに、精神科医療に携わる医師の中でも専門性に優れ、経験にとみ、とりわけ精神科救急医療についての理解を有し、且つ、精神科救急医療体制における外来対応を行う能力を有する医師を確保することが出来るものに委託する必要がある。

公益社団法人大阪精神科診療所協会は、精神障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、精神保健福祉に関する正しい知識の啓発普及や、各種の相談事業等を行うとともに、精神科診療所が地域における精神科医療の中心的役割を果たすよう、その資質向上に努め、精神保健福祉の推進に貢献することを目的として設立された団体である。

加えて、同会は地域における精神科医療の充実のためだけでなく、すべての住民の安心、安全のために精神科医療を担うという理念の下に活動している。

また、同会入会に係る審査においては、精神科救急医療について理解があり、精神科救急医療に携わる能力のある医師であるかどうかの確認を行っており、精神科医師と

しての経験等を踏まえた審査を行っていることから、精神科医師の中でも専門性に優れ、経験豊富な医師によって構成されている（正会員 252 名・賛助会員 53 名の計 305 人の精神科医師のうち、246 名が精神保健福祉法第十八条に定められた精神保健指定医である）。

上記のとおり同会は外来対応を専門とした精神科医療に関する専門性に優れかつ経験に富み、精神科救急医療についての理解を有し、精神科救急医療体制における外来対応を行う能力を有する医師によって構成されている大阪府下唯一の団体である。

また、同会の会員が運営する各診療所に勤務する精神保健福祉士・看護師が本事業へ従事することが可能であるため、精神保健福祉士・看護師を確保する能力についても有している団体であることから、本事業については、公益社団法人大阪精神科診療所協会を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こころの健康センター（電話番号 06 - 6922 - 8520）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 精神科緊急措置入院等受入体制確保業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪精神科病院協会

3 随意契約理由

本市においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づき、措置診察が必要と認められたものについて、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察をさせ、その結果、措置入院が必要と判断された者（以下「措置患者」という。）について、都道府県が設置した精神科病院又は法第19条の8に定められた指定病院（以下「指定病院」という。）に対して当該措置患者の受入を依頼している。

夜間や休日においては、大阪府、大阪市及び堺市合同で、「大阪精神科救急医療システム」（以下「本システム」という。）を設置し、措置診察及び入院のための病床を確保するとともに、本市においては平日夜間に独自に1病床を確保している。

この本市独自の病床については、市内公立病院の2病院から週5日病床の確保をしていたが、令和4年度以降、そのうちの1病院が指定医を確保できなくなり病床確保を辞退したため、現在は病床の確保が週3日のみとなっていた。

辞退を行った公立病院については令和7年度においても、引き続き指定医が確保できない状態である。

残る週2日の病床確保にあたっては、指定病院内の保護室・指定病床・指定医・その他スタッフ等について、継続して確保する必要があり、また確実に体制を確保しなければならず、そのすべてを単一の民間指定病院のみで対応することは困難である。

複数の指定病院と個別に契約となる場合、各指定病院の輪番調整や、当番指定病院において不測の事態が生じた場合の代替対応等の事務が生じ本市では対応が困難になることが予想される。

指定病院間の調整を含めた体制確保としては、既に本システムにおいて大阪府下の指定病院の輪番体制を管理しており、その輪番病院が夜間や休日に大阪府、大阪市及び堺市の患者受け入れを行っている。

本市が別途体制を設けるより、本システムを活用し病床を確保する事が最も合理的であり、かつ、指定病院の輪番の重複などが発生しないよう受入にあたっての調整も円滑に行うことができる。

この輪番体制の構築及び措置患者の受入については、大阪府が一般社団法人大阪精神科病院協会（以下「協会」という。）に委託している。

協会は、大阪府下に所在するすべての指定病院が加盟する団体であり、措置患者の受入体制を構築できる唯一の団体であるため、協会以外に本件業務を委託することはできない。

以上のことから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市ふれあいDOTS（訪問型）事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社ケア21 代表取締役 依田 雅

3 随意契約理由

本業務は、結核の治療にかかる服薬確認（DOTS）業務を訪問介護事業者に委託するものである。本業務を履行するに際し、多数の契約相手方が必要と認められるため、大阪市ふれあいDOTS（訪問型）の実施事業者募集要項を定め、広く事業者の公募を行っている。

定めた要項を満たしたすべての事業者を契約相手方として決定し、契約の締結を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託（その6）

2 契約の相手方

イデアルシーズ株式会社

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

特名随意契約理由書

1 案件名称
令和8年度健康局所管業務に関する法律顧問業務委託

2 契約の相手方
弁護士法人 興和法律事務所

3 随意契約理由

健康局においては、所管業務の根拠法令に基づく処分等を行うにあたり、申請者からの不服申立てなどに対応する必要がある、特に、弁護士が申請代理人としてなされる申立てに対しては、法律の専門家に意見を求めなければ対処が難しい案件も発生しうる。

これらについては訴訟に移行することもあるため、公衆衛生分野の法規制に造詣があり、訴訟管理の経験が豊富な弁護士への相談が有効である。また、健康行政に関わる様々な案件について、行政分野に詳しい弁護士に法的な相談を随時できる体制を確保する必要がある。

弁護士法人興和法律事務所の岩本安昭弁護士は、昭和55年に衆議院法制局入局以後、平成4年まで衆議院地方行政委員会、商工委員会（通産省、公正取引委員会関係）、社会労働委員会（厚生省、労働省関係）、法務委員会、建設委員会、環境委員会、災害対策特別委員会、公職選挙法等特別委員会等各分野の議員立法、議員修正の立案、審査に関与するなど、立法に関する知識・実務経験を有し、かつ大阪市が関連する行政訴訟を数多く担当しており、また、平成29年4月に施行された行政不服審査法に関しても、総務省と綿密に情報交換し、本市職員向けの行政不服審査制度職員研修でも講師を務めるなど、法律実務と行政双方に精通している。加えて、医療法に関する著作を出版する等当該分野でも専門的知識を有しており、公衆衛生業務を所管する健康局にとって適任の弁護士である。

上記の弁護士を擁する弁護士法人興和法律事務所は、健康局が所管する行政分野に対して特に高度な専門性を有しており、健康局が直面する法的な課題に対して適切な助言をうけることにより問題の早期解決に結びついている。また急を要する相談案件についても速やかに対応できるよう体制を確保されていることから、法的リスクに対して早期の解決を期待することができる。

以上のことから、弁護士法人興和法律事務所に健康局所管業務に関する法律顧問業務を委託する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
健康局総務部総務課総務グループ（電話番号 06 - 6208 - 9892）